



産業廃棄物処理業務委託契約書
(収集運搬・処分)

仙台高等裁判所（以下「発注者」という。）と株式会社環境開発公社エムシーエム（以下「受注者」という。）とは、発注者の事業場から排出される産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬及び処分（以下「処理」という。）業務に関して、次の条項及び別紙仕様書のとおり委託契約を締結する。

（業務の名称、収集場所等）

第1条 業務の名称、収集場所及び期間は次のとおりとする。

- 1 名 称 令和5年度産業廃棄物収集運搬処理業務
2 収集場所 仙台市青葉区片平一丁目6番1号 仙台高等裁判所
3 契約期間 契約日から令和5年12月22日まで

（法令等の遵守）

第2条 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令省令と併せて以下「法令」という。）及び行政指導等を遵守して、廃棄物の処理を行わなければならない。発注者もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。

（受注者の事業範囲及び許可証の添付）

第3条 受注者の事業範囲は別表のとおりであり、受注者の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。

なお、許可事項に変更があったときは、受注者は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本契約書に添付する。

（廃棄物の種類、予定数量及び予定総額）

第4条 発注者が、受注者に処理を委託する廃棄物の種類、予定数量及び予定総額は、別表のとおりとする。

（契約保証金）

第5条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（処理料金）

第6条 発注者の委託する廃棄物の処理業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表のとおりとする。

（保管）

第7条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の保管を行う場合は、法令に定める保管基準を遵守し、かつ、第1条で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

（マニフェスト）

第8条 発注者は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、受注者に交付する。

2 受注者は、廃棄物を受注者の事業場に搬入の都度、マニフェストB1（収集運搬業者保管）票、B2（運搬終了）票、C1（処分業者保管）票、及びD（処分終了）票に必要事項を記載し、B2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に発注者に送付するとともに、B1（収集運搬業者保管）票を保管する。また、処分が完了したときは、受注者はC1（処分業者保管）票及びD（処分終了）票に必要事項を記載した後、D（処

分終了) 票を処分終了日から 10 日以内に発注者に送付するとともに、C 1 (処分業者保管) 票を 5 年間保存する。

3 受注者は、この契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの送付を受けたときは、発注者から交付されたマニフェスト E (最終処分終了) 票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、10 日以内に E (最終処分終了) 票を発注者に送付する。

4 発注者は、受注者から送付されたマニフェスト B 2 (運搬終了) 票、D (処分終了) 票及び E (最終処分終了) 票を、A (排出事業者保管) 票とともに 5 年間保存する。
(最終処分の確認)

第9条 廃棄物の種類ごとの最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び施設の処理能力は別表のとおりであり、受注者は発注者がこれを確認するために必要な情報として、受注者と最終処分業者等との間で交わしている委託契約書、マニフェスト (又は受領書等) 及び許可証の写し等を発注者に提供することとする。

なお、最終処分の場所等に変更が生じた際は、受注者は遅滞なく発注者に通知し、必要な情報を発注者に提供しなければならない。

(契約書保存)

第10条 発注者及び受注者は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了から 5 年間保存する。

(業務の報告及び検査)

第11条 受注者は、発注者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェスト D (処分終了) 票をもって代えることができる。

2 発注者は、業務終了報告書を受理した日から起算して 10 日以内に発注者が指定する検査職員に必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。
3 受注者は、前項の検査に合格しなかった旨の通知を受けた場合には、発注者の指示に従い遅滞なく必要な措置を講じ、検査職員の再度の検査を受けなければならない。

(代金の支払)

第12条 受注者は、前条の検査に合格した旨の通知を受けた場合には、適法な代金支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して 30 日 (以下「約定期間」という。) 以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により代金を支払うものとする。

(履行遅滞による賠償)

第13条 発注者は、約定期間に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰す事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。
3 前二項の遅延損害金は、第 1 項の場合においては、支払が遅滞した金額に対し、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定する遅延利息の率 (財務省告示の施行日に

よる。) の割合で、また、前項の場合においては遅延した業務部分に対する請負代金相当額に対し、遅延日数に応じて民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で、それぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、その額が100円未満である場合はその支払を要しないものとする。

(発注者の通知義務等)

第14条 発注者は、処理を委託する廃棄物の種類、数量、性状(形状、成分、有害物質の有無及び臭気)、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を受注者に通知しなければならない。

2 発注者は、処理を委託する廃棄物に処理に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。同物質が万一混入したことにより受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、受注者は、委託物の引き取りを拒むことができる。

発注者の責により受注者の業務に支障を生じた場合、発注者は、処理料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

(受注者の義務及び責任)

第15条 受注者は、発注者から委託された廃棄物を、受注者の事業場における受入れから処理の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

(業務の調査、監督等)

第16条 発注者は、この契約に係る受注者の廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者に対する当該処理の状況に係る報告の請求
- (2) 業務の工程管理、立会い、指示、又は協議

(再委託の禁止)

第17条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の処理を第三者に委託してはならない。ただし、契約期間中に収集運搬業務にあっては車両が故障した場合等、処分業務にあっては施設の故障等、真にやむを得ない理由により業務を第三者に委託せざるを得ない事由が生じた場合には、受注者は、法令に定める再委託基準に従い、あらかじめ発注者からの書面による承諾を得て、業務を再委託することができる。

(内容の変更)

第18条 発注者及び受注者は、契約期間及び最終処分の場所の変動等については、発注者及び受注者で協議の上、変更内容を書面で定め、その書面を本契約書に添付する。

(権利義務の譲渡等の制限)

第19条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者らの承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、流動資産担保融資保証制度を利用するため、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に

に基づき、同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

第20条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、この業務に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第21条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除できる。

- (1) この契約の条項若しくは仕様書に違反した場合
- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分が検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

(受注者の契約解除権)

第22条 受注者は、発注者がこの契約の条項に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため業務を実施することが不能になった場合には、この契約を解除できる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分が検査に合格したものがあるときは、発注者はこれに相当する代金を受注者に支払うものとする。

(契約解除権の制限)

第23条 前条又は第21条の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき発注者から引き渡しを受けた廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該廃棄物を発注者及び受注者双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

(契約解除にかかる違約金)

第24条 第21条又は第22条の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は違約金として予定総額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第25条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、予定総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命

じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。)。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の予定総額の10分の1に相当する額のほか、予定総額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項ないし第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
(談合等の不正行為による発注者の契約解除及び違約金の遅延利息)
- 第26条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならぬ。

(属性要件に基づく契約解除)

第27条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第28条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第29条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第30条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除せざるようにななければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解

除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第31条 発注者は、第27条、第28条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第27条、第28条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第24条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第32条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(紛争の解決)

第33条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者及び受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者の協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き各自これを負担する。

(協議)

第34条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が誠意をもって協議して定めるものとする。

この契約の証として、本契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和5年10月16日

発注者 仙台市青葉区片平一丁目6番1号
仙台高等裁判所
支出負担行為担当官
仙台高等裁判所事務局長 根崎修



受注者 宮城県大崎市古川北宮沢字朴木欠丙6番地
株式会社環境開発公社エムシーエム
代表取締役 本郷雅



仕 様 書

1 業務の名称

令和5年度産業廃棄物収集運搬処理業務

2 収集場所

仙台市青葉区片平一丁目6番1号 仙台高等裁判所

3 履行期限

令和5年12月22日(金)

4 収集予定回数、廃棄物の種類及び予定数量等

(1) 収集予定回数 1回

(2) マニフェスト使用予定期数 2部

(3) 廃棄物の種類及び予定数量

| | 廃棄物の種類 | 予 定 数 量 |
|---|--------|---------|
| 1 | 金属くず | 20kg |
| 2 | 混合廃棄物 | 780kg |
| | 合 計 | 800kg |

※ 上記数量は最低数量を保証するものではない。

※ 混合廃棄物とは、家庭用及び業務用電機製品、廃プラスチック、金属、非金属、スチール製机や椅子等、家具等、破損した事務用機器、消耗品等でプラスチックとその他の素材（ゴム、紙、木、繊維、ガラス及び金属等）が混在する物をいう。

※ これらのうち特別管理産業廃棄物であるものは除く。

5 業務内容については、契約書各条項及び関係法令に従うほか、以下の事項による。

- (1) 廃棄物の具体的な収集日は、発注者及び受注者が事前に打ち合わせの上、決定する。
- (2) マニフェストは、収集に必要な部数を受注者が準備し、マニフェストにかかる料金を発注者に請求する場合は、処理料金と併せて請求する。
- (3) 受注者は、裁判所係官の指示に基づき、発注者の廃棄物保管場所から廃棄物を搬出する。
- (4) 受注者は、収集の都度、種類別に廃棄物の実重量を計量し、その結果が確認できる書面を速やかに発注者に提出する（収集場所で実重量が確認できる場合を除く。）。
- (5) 受注者は、故意又は過失により発注者の施設又は備品を毀損又は汚損した場合にはその損害の全部につき、代品を納め又は原状に復し若しくは損害の賠償をする。
- (6) 作業に当たって事故が発生した場合には、直ちに裁判所係官に報告する。
- (7) その他必要な事項については、裁判所係官と協議の上、その指示に従う。

別表（第3条、第4条、第6条、第9条関係）

| 廃棄物の種類 | 契約単価(円) 収集運搬 | 契約単価(円) 処分 | 予定数量 | 受注者の事業範囲 処分方法 | 処理能力 (焼却) | 処理能力 (破碎) | 施設の所在地 | 最終処分 下欄の番号 |
|-----------------------|------------------|---------------|-------|------------------|--------------|--------------|----------------------|---------------|
| 廃プラスチック類 | | 70円/kg | | 中間処分 (焼却又は破碎) | 14.4t/日 | 2.88t/日 | 宮城県大崎市古川北宮沢字朴木欠丙6番地1 | ①又は② |
| 紙くず | | 70円/kg | | " | 27.16t/日 | 2.72t/日 | " | ①又は② |
| 木くず | | 70円/kg | 780kg | " | 25.7t/日 | 61.2t/日 | " | ①又は② |
| 繊維くず | 60,000円/ 1回1台 | 70円/kg | | " | 24t/日 | 2.08t/日 | " | ①又は② |
| ゴムくず | | 70円/kg | | 中間処分 (焼却) | 22.41t/日 | - | " | ① |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | | 70円/kg | | 中間処分 (焼却又は破碎) | 7.27t/日 | 168t/日 | " | ①又は② |
| 金属くず | | 10円/kg | 20kg | 中間処分 (破碎) | - | 244.8t/日 | " | ② |
| マニフェスト伝票費 | 25円/部 | | | | | | | |
| 収集運搬・処分別の 予定総額(税込) | 収集運搬 132,000円 | 処分 60,280円 | | | | | | |
| 予定総額(税込) | 192,390円 | | | | | | 履行期限は仕様書記載のとおり | |

※ 契約単価は消費税及び地方消費税を含まない。

最終処分に関する情報

管理型埋立
(許可品目)
燃え殻類等
(所在地)
仙台市青葉区芋沢字青野木457-1外37筆
(住所、施設名等)
仙台市青葉区二日町2番27号
仙台環境開発株式会社
(方法)
陸上埋立(許可番号 05440052901)
(処理能力)
埋立処分面積 166,392m²
埋立容量 4,916,088m³
(許可期限)
令和9年7月26日

再生(ゴムくず以外)
(所在地)
宮城県大崎市古川北宮沢字朴木欠丙6番地1
(住所、施設名等)
宮城県大崎市古川北宮沢字朴木欠丙6番地1
株式会社環境開発公社エムシーエム
(方法)
破碎処理(許可番号 00425003320)
(処理能力)
廃プラスチック類 2.88t/日(8時間稼働)
紙くず 2.72t/日(8時間稼働)
木くず 61.2t/日(8時間稼働)
繊維くず 2.08t/日(8時間稼働)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 168t/日(8時間稼働)
金属くず 244.8t/日(8時間稼働)
(許可期限)
令和10年7月2日

必要な情報

- ① 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化はなし。
- ② 有害物質はなし。

